

議案第79号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年11月30日提出

三田市長 竹内英昭

## 三田市条例第 号

### 三田市火災予防条例の一部を改正する条例

三田市火災予防条例（昭和48年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第31条の5に次の1号を加える。

(6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第40条の2の次に次の2条を加える。

（共同住宅等の避難管理）

第40条の3 共同住宅その他これに類するもの（以下「共同住宅等」という。）の関係者は、当該共同住宅等のバルコニー及び避難用階段に破壊板（破壊して避難するための仕切板をいう。）、扉又は避難設備（避難の用に供する器具を含む。）が設けられている場合は、避難の際に破壊板の破壊、扉の開放、避難設備の操作等に支障がないように管理しなければならない。

（個室型店舗等の避難管理）

第40条の4 カラオケボックスその他これに類するもの（以下「個室型店舗等」という。）の関係者は、避難通路の安全を確保するため、当該個室型店舗等の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難上支障がないと消防長が認めるものにあつては、この限りでない。

第42条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の安全避難）

第42条の2 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、劇場等、遊技施設、飲食店、百貨店等、共同住宅、ホテル、病院、福祉施設、地下街その他防火対象物で消防長が指定するものを、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様

替えをしようとする者は、2方向以上の避難経路（居室等から地上又は避難階に安全に避難できる経路をいう。）を確保するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、建築物の全部又は一部について、同項に規定する用途に変更して使用しようとする者について準用する。

第43条に次の1号を加える

(4) 避難口等に設ける戸及びその前面には、当該戸を隠ぺいし、又は識別を妨げるおそれのあるカーテンその他の装飾物を設けないこと。

第45条中「及び第40条の2から前条まで」を「、第40条の2及び第41条から前条まで」に改める。

第46条中「それぞれの用途に使用しようとする者は」を「新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は用途の変更をして使用しようとする者は」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第31条の5に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。